

札幌国際交流館運営要綱

平成8年3月29日総務局長決裁

(最近改正 平成30年11月12日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌国際交流館条例（平成8年条例第40号。以下「条例」という。）及び札幌国際交流館条例施行規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に規定する使用の承認及び不承認、使用料の減免及び還付並びに販売行為等の禁止について必要な事項を定めるものとする。

(受付期間)

第2条 札幌国際交流館（以下「交流館」という。）の使用承認申請書の受付期間は、次のとおりとする。

(1) プールをコース使用し、又は専用使用する場合においては、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の2か月前の月の1日（1日が受付実施日でないときは、その直前の受付実施日。第3号において同じ。）から使用日の1か月前の日（当該日がある月がないときは、その月の末日とし、当該日又は末日が受付実施日でないときは、その直前の受付実施日。）までとする。

(2) 体育室を使用する場合においては、使用日の2か月前の月の1日（1日が受付実施日でないときは、その直後の受付実施日）から、使用日の前日（前日が受付実施日でないときは、その直前の受付実施日）までとする。

(3) ホールを使用する場合においては、使用日の4か月前の月の1日から使用日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、前項に定める受付期間の前に受け付けることができるものとする。

(1) 国、地方公共団体その他の公共的な団体が、市民と外国人を対象として、スポーツ、文化活動等国際交流の推進に役立つ事業を行う場合において、事業の円滑な準備のため特に必要と認められるとき。

(2) その他市長室長が特に必要と認める場合

(使用承認の条件)

第3条 条例第3条第2項の規定により「使用について条件を付することができる」場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 高校生以下の児童又は生徒の団体が使用するとき。

(2) その他市長室長が、交流館の運営上特に必要と認めるとき。

2 前項各号で付することができる条件は、次のとおりとする。

(1) 前項第1号に該当するときは、使用承認申請書に学校における責任者の承認書を添付させ、かつ、中学生以下の児童又は生徒の団体にあつては、保護者又は教師1名以上を同席させるものとする。

(2) 前項第2号に該当するときは、その都度、条件を定めるものとする。

(使用不承認の条件)

第4条 条例第8条の規定により使用を不承認とするもののうち、同条第3号で規定する「その他交流館の管理運営上支障があると認めるとき」は、おおむね次のとおりとする。

(1) 音、臭い、振動等の発生により、他の使用者に耐え難い苦痛をもたらすような行為を伴う事業を行うために使用しようとするとき。

(2) 規則第7条で定める使用期間の制限を越えて使用しようとするとき（市長が特別の事由があると認めるときを除く。）。

(3) 実際に自ら施設を使用する必要がないにもかかわらず、使用承認の申請をしているとき。

(4) 冠婚葬祭のために使用しようとするとき。

(5) プール又は体育室において、飲食を伴う事業のために使用しようとするとき。

(6) 宗教的宣伝活動のために使用しようとするとき。

(7) その他交流館の設置目的に照らし、市長室長が特に好ましくないとき。

(使用料の減免)

第5条 規則第5条に規定する市長が特に認める使用料の減免は、別表のとおりとする。

(使用料の還付)

第6条 規則第6条に規定する使用料の還付は、次のとおりとする。

(1) 規則第6条第1号に該当する場合は、全額還付する。

(2) 規則第6条第2号に該当する場合は、全額還付する。

(3) 規則第6条第3号のうち使用承認の取消しの申出があつた場合で市長が相当の事由があると認めたときは、全額還付する。

(4) 規則第6条第3号のうち使用承認の変更の申出があつた場合で市長が相当の事由があると認めたときは、変更により減額となった金額を還付する。

2 使用料の還付を受けようとする者は、札幌市国際交流館使用料還付請求書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(販売行為の承認)

第7条 規則第9条に規定する販売行為等の禁止について、市長が販売行為等を承認する場合は、次のとおりとする。

- (1) 音楽会、大会その他の催物のプログラム、研修会等のテキスト及び実習等
使用する用具、材料等をこれらの事業の参加者に実費で頒布する場合
- (2) 行政の指導による啓発活動を目的に、販売又は金品の寄付募集等の行為を行う
場合
- (3) 市が委嘱又は指導・育成している団体が、市長室長が公益上必要と認めたチャ
リティー事業を実施する場合
- (4) その他市長室長が特に必要やむを得ないと認めた場合

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月16日）

この要綱は、平成26年4月16日から施行する。

附 則（平成30年11月12日）

この要綱は、平成30年11月16日から施行する。

別表

札幌国際交流館使用料減免基準

	減免対象事業等	対象施設			使用区分	減免割合
		プール	体育室	ホール		
1	札幌市（国際部内に事務局を置く団体を含む。）又は（公財）札幌国際プラザ（同団体内に事務局を置く団体を含む。）が主催し、又は共催する事業等のために使用する場合	○	○	○	団体使用	全額免除
2	札幌市又は（公財）札幌国際プラザが後援する国際交流事業等のために使用する場合	○	○	○	団体使用	半額免除
3	独立行政法人国際協力機構又は（公社）北海道国際交流・協力総合センターが主催する国際交流事業等のために使用する場合	○	○	○	団体使用	半額免除
4	市内の大学、大学院、短期大学及び専修学校（専門課程）において教育を受ける外国人留学生	○	○	—	個人使用	全額免除
5	国際協力を目的として、国、独立行政法人国際協力機構、北海道又は札幌市が海外から受け入れた研修生	○	○	—	個人使用	半額免除
6	体育の日	○	○	—	個人使用	全額免除
7	特別支援学校の児童又は生徒及び小・中学校の特別支援学級の児童又は生徒並びにその引率者	○	○	—	団体使用	全額免除
8	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年（同法第4条第1項第3号に規定する少年をいう。）及びその引率者	○	○	—	団体使用	全額免除
9	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及びその介護者	○	○	—	個人及び団体使用	全額免除
10	知的障害者（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。）及びその介護者	○	○	—	個人及び団体使用	全額免除

11	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者	○	○	—	個人及び団体使用	全額免除
12	その他市長室長が特に必要と認めた場合	○	○	○	個人及び団体使用	その都度定める。

備考 「国際交流事業等」とは、次の各号のいずれかに該当する事業をいう。

- (1) 市民の国際理解及び国際親善を推進する催物等の事業
- (2) 海外の諸都市との友好親善に貢献する事業
- (3) 国際貢献・国際協力の推進を目的とする事業
- (4) その他市長室長が特に認める事業

様式

札幌国際交流館使用料還付請求書

年 月 日

(あて先) 札幌市長

住所又は所在地

氏名 (団体にあっては、団体名及び代表者名)

電 話 ー

下記のとおり使用承認の取消し(変更)に係る使用料の還付を請求します。

	使用取消(変更)前	使用変更後
使用目的		
使用施設		
使用期間	午前 年 月 日 時 分から 午後 午前 年 月 日 時 分まで 午後	午前 年 月 日 時 分から 午後 午前 年 月 日 時 分まで 午後
使用料	円	円
使用取消(変更)理由		
使用取消(変更)申出年月日	〔事前に取消し(変更)を申し出ている場合に記入してください。〕 年 月 日	
還付額		
受付年月日	年 月 日	

注 請求に当たっては、交付された「札幌国際交流館使用承認書」を添付してください。

太枠内は、使用承認を変更する場合にのみ記入してください。

※印の欄は記入しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。